

印
紙

業務委託契約書（案）

株式会社かんぽ生命保険福岡事務サービスセンター（以下「甲」という。）及び〇〇会社（以下「乙」という。）は、甲が乙に対し、福岡サービスセンター空調設備運行管理その他委託に関する業務（以下「本件業務」という。）を委託することに關し、以下のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（本契約の成立）

第1条

甲は、乙に対し、次条以下に定める条件にて、本件業務の実施を非独占的に委託し、乙はこれを承諾した。

（本件業務の実施）

第2条

本件業務の内容を特定するために必要な事項（「件名」、「目的」、「委託期間（本件業務の始期及び終期）」並びに「委託内容」（必要に応じ、これらの事項に加え、「実施方法」）、並びに「納入成果物に関する事項」「納入期限・納入場所に関する事項」、及び「施設の利用等に関する事項」）については、仕様書において甲及び乙が別途定めるものとし、乙はこれらの事項のほか、本件業務の範囲内における甲からの指示に従い、本件業務を実施する。

2 乙は、甲から開示・提供される資料・情報等のみならず、乙が保有又は入手する情報・ノウハウ等を駆使し、善良なる管理者の注意をもって本件業務を実施するものとする。

3 乙は、本件業務の実施に当たり、以下の(1)及び(2)を遵守するものとする。

- (1) 甲、又は甲の属する業界が遵守する必要のある法令等（ガイドライン、実務指針及び監督指針を含むがこれらに限らない。以下同じ。）により、乙による遵守、又は乙による遵守に係る乙に対する監督が求められている事項
- (2) 乙、又は乙の属する業界が遵守する必要のある法令等

4 乙は、甲が求める場合、本件業務の実施責任者及び同実施担当者を書面により甲に届け出るものとする。乙がこれらの者を変更する場合も同様とする。

（仕様書）

第3条

甲及び乙は、前条第1項に定める事項及び第18条第1項なお書きに定める事項のみを、仕様書をもって定めることができるものとし、仕様書において定めた内容は、本契約の一部を構成するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、仕様書において本契約の内容と矛盾・抵触する内容が定められた場合、仕様書における当該定めはその効力を有しないものとする。万一、前条第1項に定める事項及び第18条第1項なお書きに定める事項以外の事項が仕様書において定められた場合も同様とする。

(対価)

第4条

乙による本件業務の実施の対価は、金〇〇〇〇〇〇円（消費税相当額金〇〇〇〇〇円を含む。）とする。

2 本件業務の実施に要する一切の費用は、前項に定める対価に含まれるものとする。

(成果物の納入)

第5条

乙は、仕様書において定められる納入成果物（以下「成果物」という。）を、仕様書において定められる納入期限・納入場所その他仕様書記載の条件に従い、甲に納入するものとする。

(検査)

第6条

甲は、前条に基づき乙より成果物の納入を受けた場合、当該納入日から起算して10営業日以内に、仕様書等に定める方法及び基準に基づき甲の定めるところにより検査を行い合格又は不合格の判定を行うものとする。

2 甲は、前項の規定により合格又は不合格の判定をした場合、速やかに乙に対し、その結果を書面にて通知するものとする。かかる通知内容が合格の判定であった場合、当該成果物は、かかる通知の乙への到達時をもって検査に合格したものとする。

なお、納入日から起算して14営業日以内に甲が乙に対しなんらの通知も発信しない場合、当該成果物は、同期間の経過時をもって検査に合格したものとする。

3 第1項に定める検査の結果が不合格になった場合、乙は当該成果物を無償で引き取り修補した上、再度、修補した当該成果物を甲に納入し、甲の検査を受けるものとする。

なお、これ以降の手順については、前2項及び本項の規定に準じて取り扱われるものとする。この場合、甲は、修補した当該成果物の納入期限・納入場所その他の条件を別途指定することができるものとする。

(所有権の移転)

第7条

成果物の所有権は、前条第2項に規定する甲の検査合格時に乙から甲に移転する。

- 2 前項の規定により成果物の所有権が甲に移転する前に、成果物の滅失、毀損等が生じた場合、その損害は乙の負担とする。ただし、甲の責めに帰すべき事由により成果物の滅失、毀損等が生じた場合はこの限りでない。
- 3 甲又は乙の責めに帰することができない事由によって前項の滅失、毀損等が生じ、これにより乙がその債務を履行することができなくなった場合には、甲は、当該物品に係る代金の支払いを拒むことができる。

(遅滞金)

第8条

乙は、仕様書において定められる納入期限（甲が第6条第3項に基づき別途指定する納入期限を含む。以下、本条において同じ。）までに、乙の責めに帰すべき事由により成果物が納入されない場合には、同期限の翌日から成果物が納入されるまでの日数に応じ、また甲が別途指定する期限（以下「検査の合格期限」という。）までに、乙の責めに帰すべき事由により成果物が第6条に定める検査に合格しない場合には、同期限の翌日から当該検査に合格するまでの日数に応じ、それぞれ、第4条第1項に定める金額に法定利率を乗じた額を遅滞金として甲に対して支払うものとする。

- 2 乙は、仕様書において定められる本件業務の終期までに、乙の責めに帰すべき事由により、第18条に従い本件業務を完了できない場合には、同終期の翌日から本件業務を完了するまで（本件業務を完了できないまま、本契約が解除された場合には、当該解除の効力発生日まで）の日数に応じ、第4条第1項に定める金額に法定利率を乗じた額を遅滞金として甲に対して支払うものとする。
- 3 仕様書において、成果物の納入期限若しくは検査の合格期限又は本件業務の終期が、成果物の部分又は業務の部分ごとにそれぞれ定められている場合で、成果物の一部の納入若しくは検査の合格又は本件業務の一部分の完了が、乙の責めに帰すべき事由により、当該部分について定められた期限までになされないときは、第1項及び前項の規定による遅滞金の算定は、当該部分に相当する対価見合額に法定利率を乗じることにより行われるもの

とする。

(契約不適合責任)

第9条

成果物が検査に合格した後当該成果物に契約不適合（仕様書等の定める契約の内容に適合しない状態にあること）が発見された場合（以下「契約不適合発見ケース」という。）、又は第18条に定める本件業務の完了後に、乙による本件業務の実施が仕様書の定め若しくは甲からの指示に違背する事実が発見された場合（乙が提出した総合評価に関する書類について虚偽の記載があることが判明した場合を含む。）（以下「本件業務の実施違背発見ケース」という。）、甲は、上記それぞれのケースにつき、自らの選択により、乙に対し以下の請求を行うことができるものとする。

この場合、甲が以下の請求のうち複数の請求を併せて行うことを妨げられないものとする。

(1) 契約不適合発見ケース

- ア 成果物の修補（ただし、乙は甲が定める期限までに修補を行うものとする。）
- イ 本契約の解除（ただし、契約不適合が重大と認められる場合に限る。）
- ウ 損害賠償
- エ 第4条第1項に定める対価の減額又は返還

(2) 本件業務の実施違背発見ケース

- ア 本件業務の再実施（ただし、乙は甲が定める期限までに本件業務の再実施を完了するものとする。）
- イ 本契約の解除（ただし、違背が重大と認められる場合に限る。）
- ウ 損害賠償
- エ 第4条第1項に定める対価の減額又は返還

2 甲は、前項(1)ア又は(2)アに基づき、それぞれ乙に対し成果物の修補又は本件業務の再実施を請求した場合、当該成果物の修補又は本件業務の再実施が完了するまで本契約の目的を達し得なかったときは、これらの請求を行った日の翌日から、それぞれ当該成果物の修補又は本件業務の再実施が完了するまでの日数に応じ、前条の規定に準じて計算した金額を乙に対し請求することができる。

3 本条の規定は、甲が民法その他の法律の規定に基づく請求を行うことを妨げるものではない。

4 甲は、契約不適合が発見された場合は、発見後速やかに乙に通知する。

5 第1項第1号の規定に基づく請求は、甲が契約不適合を知った時から12ヶ月以内にその旨を乙に通知しないときは、認められない。ただし、乙が納入時にその契約不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかつたときはこの限りでない。

(権利・義務の譲渡等の禁止)

第10条

甲及び乙は、相手方の書面による事前の承諾を得た場合を除き、本契約によって生ずる一切の権利・義務の全部又は一部を他の者に譲渡し、承継させ、又は担保に供する等してはならないものとする。

(再委託)

第11条

乙は、本件業務の実施を他の者に再委託することはできない。ただし、甲の書面による事前の承諾を得て、乙が本件業務の一部を再委託する場合はこの限りでない。

2 乙が前項ただし書に基づく本件業務の一部の再委託を希望する場合、乙は、再委託を希望する先の名称、再委託内容・範囲、再委託を希望する理由(再委託の必要性を含む。)、再委託を希望する先における情報管理態勢その他甲が求める情報・資料等を甲に対し提供の上、その書面による事前の承諾を求めるものとする。

3 乙が、甲の書面による事前の承諾を得て、他の者(以下「再委託先」という。)に対し本件業務の一部を再委託する場合、乙は本契約第12~17条に基づき乙が履行すべき義務と同等の義務を、再委託先が甲及び乙に対し負うことを約させた上、これを履行させる(ただし、再委託先の甲に対する当該義務の履行は、甲が必要であると認め、再委託先に対し、これを求めた場合に限る。)ものとする。

また、乙は、その他、本契約締結時以降、再委託に関連して甲からなされる指示に従い、また再委託先をして、これに従わせるものとする。

4 乙が再委託先に対し本件業務を再委託したことに付随・関連して、甲、甲の顧客その他の者が損害を被った場合、乙は再委託先と連帶してその損害を賠償する。

5 再委託先が、更に別の者(以下「三次委託先」という。)に対し、乙より再委託を受けた本件業務の一部を再委託することを希望する場合、乙は第2項の規定に準じて、甲に対し書面による事前の承諾を求めるものとする。

甲がこれを承諾した場合、乙は、再委託先と三次委託先との間の再委託契約の中で、再委託先をして、三次委託先に対し、第3項の規定に準じた義務を負わせるものとする。ま

た、乙は、再委託先が三次委託先に対し本件業務を再委託したことに付随・関連して、甲、甲の顧客その他の者が損害を被った場合、再委託先、三次委託先と連帶して、前項に準じた義務を甲に対し直接、負うものとする。

なお、四次以降の再委託が生じる場合の取扱も上記と同様とする。

6 乙は、再委託先、三次委託先、及び四次以降の再委託先（以下、総称して「再委託先等」という。）を一元的に管理するものとし、甲からの指示に従い、以下の各号に定める事項を実施する義務を負う。

- (1) 再委託先等及びその従業員に係る名簿の作成
- (2) 再委託先等の従業員が再委託先等に対して差し入れる機密保持等に関する誓約書の取得、甲への提供、保管、その他の管理・とりまとめ（ただし、甲が必要であると認め、乙に対しこれを求めた場合に限る。）
- (3) 甲が、再委託先等に対し、第3項（第5項で準用される場合を含む。）に基づく義務を履行させるために必要なサポート
- (4) 甲が、本契約第16条又は第17条に基づく、報告・監査・検査、対応策の策定・実施、情報管理態勢の見直し・修正・是正、再発防止策の構築、検査対応等と同内容の事項を、再委託先等に対し円滑、迅速かつ効果的に求めるために必要なサポート
- (5) 本契約第16条又は第17条に基づく報告・説明・検査対応等と同内容の事項が、三次委託先及び四次以降の再委託先により、円滑、迅速かつ効果的に甲に対し行われるために必要なサポート
- (6) 三次委託先及び四次以降の再委託先における事故、苦情、事務過誤等（そのおそれを含む。）発生時における、事実関係の把握、原因究明、対応策の策定・実施、再発防止策の構築、検査対応等の円滑、迅速かつ効果的な実現サポート
- (7) その他、甲が乙に要請する事項

（資料・情報の取り扱い）

第12条

甲は、甲が本件業務の実施に必要と判断する資料・情報等を乙に対し開示・提供する。甲から開示・提供を受けた資料・情報等に、次条第1項に定める秘密情報、第14条第1項に定める法人関係情報及び第15条第1項に定める個人情報（以下、併せて「甲の秘密情報等」という。）が含まれる場合、乙はそれぞれ次条、第14条第1項及び第15条第1～2項に定めるところに従い適切に取り扱う（本件業務を担当する乙の従業員が乙に対し、次条、第14条第1項及び第15条第1～2項に定める義務と同様の義務を負担する旨を定める機密保持等に関する誓約書を、乙が当該従業員より取得することを含む。）ものとする。

また、乙が甲に対し開示・提供する資料・情報等に、次条第4項に定める乙の秘密情報、第14条第2項に定める法人関係情報及び第15条第4項に定める乙の個人情報が含

まれる場合、甲はそれぞれ次条第4項、第14条第2項及び第15条第4項に定めるところに従い適切に取り扱うものとする。

乙は本件業務にかかる情報について、インターネット無料メールサービスやソーシャル・ネットワーキングサービス等のうち、情報セキュリティを確保していない公衆サービスで取り扱うこととは禁止することとする。

なお、契約締結後、法令の制定・改廃その他社会情勢の動向等により新たに公衆サービスと認められるものも当然含めるものとする。

2 前項に定めるもののほかに、乙が本件業務の実施に必要と判断する資料・情報等がある場合、乙は甲に対しその旨を書面により通知し、甲乙協議の上、当該資料・情報等の開示・提供の要否を決定する。

3 甲及び乙は、前2項に基づき、相手方から開示・提供を受けた資料・情報等を善良な管理者の注意をもって管理する。

4 甲及び乙は、相手方から開示・提供を受けた資料・情報等が本件業務の実施のために不要となった場合、相手方の要請がある場合、及び本契約の有効期間の満了又は本契約の解除若しくは解約により本契約が終了した場合、相手方の選択に従い、直ちにこれらの資料・情報等を相手方に返還し、又は廃棄の上、その廃棄証明書を相手方に交付するものとする。

5 乙は、本契約又は本件業務の実施に関し、別紙1「情報保護・管理要領」に基づき、甲の秘密情報等の保護のための社内体制を確立するとともに、当該社内体制の下で甲の秘密情報等を保護するものとし、併せて、甲の秘密情報等が外部に漏えい、滅失又は毀損しないよう組織的・人的・物理的・技術的及び外的環境の把握を含む安全管理措置をとり、内部における管理・責任体制(インサイダー取引等の不公正な取引の防止に係るもの)を含む。)を確保・維持するものとする。

なお、上記の別紙1「情報保護・管理要領」が甲において改定され、又は新設された場合、当該改定後又は新設された、別紙1「情報保護・管理要領」に読み替えて本条を適用するものとする。

(秘密の保持)

第13条

乙は、別紙1「情報保護・管理要領」を遵守する他、成果物、その他本契約又は本件業務の実施に関して知り得た甲の業務上、営業上、経営上、技術上の情報その他一切の情報(以下「甲の秘密情報」という。)に関し、甲の事前の書面による承諾を得ることなく、次の各号に掲げる行為又はこれらに類する行為を行ってはならない。

- (1) 他の者に対する開示、漏えい、公表
- (2) 本契約の履行以外の目的での利用
- (3) 本契約の履行以外の目的での変更・加工・改変、複写・複製
- (4) アクセス権限のない者又は不正な方法によるアクセス、盗用
- (5) 本契約の履行以外の目的での社外持出し

なお、次条第1項に定める法人関係情報及び第15条第1項に定める個人情報は、甲の秘密情報から除かれるものとする。

2 前項の義務は、次の各号の一に該当する情報については適用されない。

- (1) 乙が知得した際、いずれの者に対しても秘密保持義務を負うことなく、乙が保有していた情報
- (2) 乙が知得した際、既に公知であった情報
- (3) 乙が知得した後、自己の責に帰せざる事由により公知となった情報
- (4) 乙が知得した後、正当な権限を有する他の者から秘密保持義務を負うことなく適法に入手した情報
- (5) 乙が甲の秘密情報に接することなく独自に開発、創作した情報

3 第1項の規定にかかわらず、法令に基づく公権力の発動によって甲の秘密情報の開示を強制される場合、乙は、当該法令に要求される範囲で甲の秘密情報を開示することができるものとする。

この場合、乙は、甲に対し、開示前に遅滞なく、その旨及び開示の対象となる秘密情報を書面で通知するものとする。

4 甲は、本契約又は本件業務の実施に関して知り得た乙の業務上、営業上、経営上、技術上の情報のうち、以下に掲げる情報（以下「乙の秘密情報」という。なお、次条第2項に定める法人関係情報及び第15条第4項に定める乙の個人情報は、乙の秘密情報から除かれるものとする。）に関し、乙の事前の書面による承諾を得ることなく、次の各号に掲げる行為又はこれらに類する行為を行ってはならない。

(対象情報)

- (1) 書面による情報。ただし、秘密である旨の明示のあるものに限る。
- (2) 口頭による情報。ただし、甲の知得後、乙により10日以内に書面化されたもので、かつ秘密である旨の明示のあるものに限る。

(禁止行為等)

- (1) 他の者に対する開示、漏えい、公表

- (2) 甲の業務以外の目的での利用
- (3) 甲の業務以外の目的での変更・加工・改変、複写・複製
- (4) アクセス権限のない者又は不正な方法によるアクセス、盗用
- (5) 甲の業務以外の目的での社外持出し

5 前項の義務は、次の各号の一に該当する情報については適用されない。

- (1) 甲が知得した際、いずれの者に対しても秘密保持義務を負うことなく、甲が保有していた情報
- (2) 甲が知得した際、既に公知であった情報
- (3) 甲が知得した後、自己の責に帰せざる事由により公知となった情報
- (4) 甲が知得した後、正当な権限を有する他の者から秘密保持義務を負うことなく適法に入手した情報
- (5) 甲が乙の秘密情報を接することなく独自に開発、創作した情報

6 第4項の規定にかかわらず、法令に基づく公権力の発動等によって乙の秘密情報の開示を強制される場合、甲は、当該法令に要求される範囲で乙の秘密情報を開示することができるものとする。

この場合、甲は、乙に対し、開示前に遅滞なく、その旨及び開示の対象となる乙の秘密情報を書面で通知するものとする。ただし、当該通知を行うことが法令又は契約等に違反する場合はこの限りではない。

(法人関係情報の取扱い)

第14条

乙は、本契約又は本件業務の実施に関して知り得た法人関係情報（法人関係情報とは、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）第1条第4項第14号記載の「法人関係情報」を指すものとする。以下同じ。）に関し、次の各号に掲げる行為又はこれらに類する行為を行ってはならない。

- (1) 他の者に対する開示、漏えい、公表
- (2) 本契約の履行以外の目的での利用
- (3) 本契約の履行以外の目的での変更・加工・改変、複写・複製
- (4) アクセス権限のない者又は不正な方法によるアクセス、盗用
- (5) 本契約の履行以外の目的での社外持出し
- (6) インサイダー取引等の不公正な取引

2 甲は、本契約又は本件業務の実施に関して知り得た法人関係情報に関し、次の各号に掲げる行為又はこれらに類する行為を行ってはならない。

- (1) 他の者に対する開示、漏えい、公表

- (2) 甲の業務以外の目的での利用
- (3) 甲の業務以外の目的での変更・加工・改変、複写・複製
- (4) アクセス権限のない者又は不正な方法によるアクセス、盗用
- (5) 甲の業務以外の目的での社外持出し
- (6) インサイダー取引等の不公正な取引

(個人情報の保護)

第 15 条

乙は、第 12 条第 5 項に基づく措置に加え、本契約又は本件業務の実施に関し、甲の保有する個人情報（個人情報とは、「個人情報の保護に関する法律」（平成 15 年法律第 57 号）第 2 条第 1 項記載の「個人情報」及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 5 項記載の「個人番号」を指すものとする。以下同じ。）を知ることになる場合に備え、「個人情報の保護に関する法律」（同施行令を含む。）、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）」、「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」（「金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針」を含む。）「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」（「（別冊）金融業務における特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」を含む。）に準拠して、個人情報保護のための社内体制を確立するとともに、当該社内体制の下で個人情報を保護するものとし、併せて、個人情報が外部に漏えい、滅失又は毀損しないよう組織的・人的・物理的・技術的及び外的環境の把握を含む安全管理措置をとり、内部における管理・責任体制を確保・維持するものとする。

なお、上記各種法令やガイドライン等が改正され、又は新設された場合、当該改正後又は新設のものに読み替えて本条を適用するものとする。

2 乙は、本契約又は本件業務の実施に関して知り得た個人情報に関し、甲の事前の書面による承諾を得ることなく、次の各号に掲げる行為又はこれらに類する行為を行ってはならない。

- (1) 他の者に対する開示、漏えい、公表
- (2) 本契約の履行以外の目的での利用
- (3) 本契約の履行以外の目的での変更・加工・改変、複写・複製
- (4) アクセス権限のない者又は不正な方法によるアクセス、盗用
- (5) 本契約の履行以外の目的での社外持出し

3 前項の規定にかかわらず、法令に基づく公権力の発動によって個人情報の開示を強制される場合、乙は、当該法令に要求される範囲で個人情報を開示することができるものと

する。

この場合、乙は、甲に対し、開示前に遅滞なく、その旨及び開示の対象となる個人情報を書面で通知するものとする。

4 甲は、本契約又は本件業務の実施に関して知り得た個人情報のうち、以下に掲げる情報（以下「乙の個人情報」という。）に関し、乙の事前の書面による承諾を得ることなく、次の各号に掲げる行為又はこれらに類する行為を行ってはならない。

(対象情報)

- (1) 書面による情報。ただし、個人情報を含む旨の明示のあるものに限る。
- (2) 口頭による情報。ただし、甲の知得後、乙により 10 日以内に書面化されたもので、かつ個人情報を含む旨の明示のあるものに限る。

(禁止行為等)

- (1) 他の者に対する開示、漏えい、公表
- (2) 甲の業務以外の目的での利用
- (3) 甲の業務以外の目的での変更・加工・改変、複写・複製
- (4) アクセス権限のない者又は不正な方法によるアクセス、盗用
- (5) 甲の業務以外の目的での社外持出し

5 前項の規定にかかわらず、法令に基づく公権力の発動等によって乙の個人情報の開示が要求される場合、甲は、当該法令に要求される範囲で乙の個人情報を開示することができるものとする。

この場合、甲は、乙に対し、開示前に遅滞なく、その旨及び開示の対象となる乙の個人情報を書面で通知するものとする。ただし、当該通知を行うことが法令又は契約等に違反する場合はこの限りではない。

(報告、監督・監査)

第 16 条

乙は、甲に対し、定期的に又は甲の要求若しくは必要に応じて速やかに、乙による本件業務の実施状況、秘密情報等の管理状況、再委託先等の管理状況、乙の経営状況（財務状況を含む。なお、乙が関係法令等に基づき、かかる情報を公表・開示している場合には、当該情報をもって足りるものとする。以下同じ。）、内部統制の整備状況及び運用状況、その他甲が指定した事項について書面にて報告し、また、甲が要請する場合には、乙は説明等を行うものとする。

2 本件業務の実施、秘密情報等の管理、再委託先等の管理、乙の経営状況、内部統制の

整備状況及び運用状況、その他甲が指定した事項に関連し、事故、苦情、事務過誤等が生じ、又はそのおそれが生じた場合、当該事故等の発生原因のいかんにかかわらず、乙は直ちにその旨を甲に報告し、速やかに応急措置を講じるとともに、その対応につき甲の指示するところに従うものとする。

3 甲は、乙からの報告、監査の結果等を受け、必要があると判断するときは、乙に事前に通知して、乙又は再委託先等の事業所に立ち入り、本件業務の実施状況、秘密情報等の管理状況、再委託先等の管理状況、乙又は再委託先等の経営状況、内部統制の整備状況及び運用状況、その他甲が指定した事項につき監査することができるものとし、乙又は再委託先等は、正当な理由がない限り、これを拒んではならないものとする。

なお、かかる監査の具体的な日程、方法、範囲等の詳細については、緊急を要する場合等を除き、事前に甲乙協議の上決定するものとする。

4 甲は、乙からの報告、監査の結果等を受け、必要があると判断するときは、乙に対し、事実関係の把握、原因究明、対応策の策定・実施、本件業務の実施内容、秘密情報等の管理態勢等の見直し、修正、是正、再発防止策の構築等を求めることができる他、必要な監督を行うことができるものとする。この場合、乙は当該把握した事実関係、究明した原因、策定した対応策、見直し等した情報管理態勢等、構築した再発防止策等の内容・結果につき、甲に報告の上、その当否につき甲の確認を得るものとする。

(主務官庁等の検査対応等への協力)

第17条

乙は、甲から委託を受けた外部の専門機関、主務官庁又は乙が簡易生命保険にかかる顧客情報等を取り扱う場合にあっては、独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構による検査の要求に応じなければならない。また、主務官庁等による検査等において、本件業務に関する報告等を求められた場合、乙は甲の求めに応じこれに協力し、又は再委託先等をして、これに協力させるものとする。

(本件業務の完了・確認)

第18条

乙は、本件業務が終了した場合、遅滞なく業務報告書を作成し甲に提出する。

なお、業務報告書の提出部数等に関し、仕様書に定めがある場合、乙は本条の他、これに従うものとする。

2 甲は、前項に定める業務報告書を受領した後、速やかに当該業務報告書の内容を確認するものとする。

3 前項の確認の結果、甲において業務報告書の内容に異議がない場合、甲は、同報告書の受領日から起算して 10 営業日以内に、乙より提出された業務報告書に確認証跡を記し、乙に交付する。本件業務はこれをもって完了する。

4 第 2 項の確認の結果、甲において業務報告書の内容に異議がある場合、甲は、前項の期間内に、当該異議内容及び必要に応じてその理由を記載した書面を乙に交付することにより、その結果を乙に通知する。

この場合、乙は、本件業務の実施内容の見直し、修正、是正等を行った上で、再度、業務報告書を甲に提出の上、甲の確認を得るものとする。

なお、これ以降の手順については、前 3 項及び本項の規定に準じて取り扱われるものとする。

5 第 3 項の期間内に、甲が乙に対しなんらの通知も発信しない場合、同期間の満了時をもって、本件業務は完了したものとする。

6 仕様書において本件業務の終期が本件業務の部分ごとにそれぞれ定められている場合で当該部分の業務が終了したときは、当該部分の業務について前 5 項の規定を準用する。

(対価の支払及び支払条件)

第 19 条

乙は、第 6 条第 2 項に基づき検査に合格した場合、又は前条第 3 項若しくは第 5 項に基づき業務が完了した場合、甲に対し、支払請求書により本件業務の対価の支払いを請求することができる。

2 乙は、第 22 条に基づき本契約が解約された場合又は第 23 条に基づき本契約が解除された場合には、甲に対し、支払請求書により本契約の解約時又は解除時までに履行した本件業務の割合に応じた対価の支払を請求することができる。ただし、甲が、第 23 条第 4 項に基づき乙に対して仕掛中の成果物等の引渡を請求した場合には、乙は、その引渡を完了した後でなければ、甲に対して当該対価の支払を請求することができない。

3 甲は、第 1 項及び前項に定める支払請求書を乙より受領したときは、当該受領した日から起算して 30 日後を支払期限として、乙に対し本件業務の対価を支払うものとする。

なお、この場合、第 8 条に基づく遅滞金等乙の甲に対する支払債務が存在するときは、甲は、当該支払債務と、甲の乙に対する本件業務の対価の支払債務とを対当額で相殺した上、乙に対し、当該相殺後の残額を、本件業務の対価として支払うことができるものとする。

4 乙は、仕様書において本件業務の終期が本件業務の部分ごとにそれぞれ定められている場合において、第6条第2項に基づき検査に合格した場合、又は前条第3項若しくは第5項に基づき業務が完了したときは、完了した部分に相応する対価の支払を請求することができる（部分払）ものとし、この場合における手順については、前3項に準じて取り扱われるものとする。

なお、部分払の回数は、最多で年間11回とする。

5 甲及び乙は、第2項の「本契約の解約時又は解除時までに履行した債務の割合に応じた対価」及び前項の「完了した部分に相応する対価」を協議の上定めるものとし、合理的な期間内に協議が調わない場合には、甲が決定の上乙に対して通知するものとする。

（本契約の変更等）

第20条

本契約及び仕様書の内容の変更及び追加（以下、併せて単に「変更」という。）は原則としてできないものとする。ただし、本契約及び仕様書の内容の変更の必要性、入札者公平性の観点等を考慮の上、甲が必要と認めた場合には、甲及び乙は、当該変更内容につき、事前に協議して、別途書面により変更契約又は変更覚書を締結する方法によりこれを行うことができるものとする。

2 前項の協議が行われる場合、乙は、見積書等甲が乙に要請する書類を作成し、速やかに甲に提出するものとする。

（事情の変更）

第21条

甲及び乙は、この契約の締結後、天災地変、内乱、暴動、その他不可抗力、法令の制定又は改廃、その他の著しい事情の変更により、この契約に定めるところが不当となつたと認められる場合は、この契約に定めるところを変更するため、協議することができる。

2 甲は、市場価格の動向、技術革新等からみてこの契約金額について変更の必要があると認める場合は、乙と協議することができる。

なお、乙は協議における資料提供及びその説明等必要な協力をしなければならない。

3 前2項の規定により契約金額の変更に関して協議を行う場合は、前条第2項の規定を準用する。

（中途解約）

第22条

甲は、本契約の有効期間中においても、3ヶ月前までに、乙に書面で通知することにより本契約を解約することができる。

(契約違反等による契約解除)

第23条

甲は、次項に定める場合を除き、乙が本契約に違反し、相当の期間を定めて催告を行つたにもかかわらず是正されない場合は、本契約を解除できるものとする。

2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、何らの催告なしに直ちに本契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 本契約の重大な違反があったとき。
- (2) 故意若しくは重大な過失行為又は背信行為があったとき。
- (3) 支払いの停止があったとき又は仮差押、差押、競売、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申立があったとき。
- (4) 監督官庁より営業取消、営業停止、業務改善命令その他の行政処分を受けたとき。
- (5) 営業を停止し、変更し、又は解散したとき。
- (6) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
- (7) 公租公課の滞納処分を受けたとき。
- (8) その他上記各号に準ずる事態が生じたとき。

3 甲は、本契約を解約又は解除した場合において、解約又は解除のときまでに乙から交付された成果物等があるときは、その利用を継続することができるものとする。

4 甲は、本契約を解約又は解除した場合において、乙から仕掛け中の成果物等の引渡しを受ける必要があると認めたときは、乙に通知の上、当該成果物等の引渡しを受けることができるものとする。

(期限の利益の喪失)

第24条

乙は、前条第1項に基づき甲から本契約を解除された場合若しくは自らが前条第2項各号の一に該当した場合、甲に対する一切の債務につき期限の利益を失い、直ちにこれを弁済するものとする。

(反社会的勢力等の排除)

第25条

甲及び乙は、自ら及び自らの役員等（役員、主要株主、代理人、使用人その他の従業員、

子会社、関連会社を含むが、これらに限らない。）、又は再委託先等若しくはその役員等が、現在、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても、これらのいずれにも該当しないことを確約する。

また、この契約書にて「暴力団等」とは、次の第1号から第5号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 暴力団
- (2) 暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含む。）
- (3) 暴力団準構成員
- (4) 暴力団関係企業
- (5) 総会屋、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等
- (6) 日本郵政グループが提供する商品及びサービスを不正に利用し、又は不正な目的をもって利用する者
- (7) 日本郵政グループが提供する商品及びサービスを通じて、社会的妥当性を欠く不当な要求をする者
- (8) 暴力団等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- (9) 暴力団等を利用していると認められる関係を有すること
- (10) 暴力団等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- (11) 暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- (12) その他前各号に準ずる者

2 甲及び乙は、自ら、又は自らの役員等又は再委託先等、又はその役員等若しくは第三者を利用して、次の各号に該当する行為を行なわないことを確約する。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いる等、社会通念上の常識を逸脱した手段を用いて、相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
- (5) 相手方が提供する商品・サービスを不正に利用し、若しくは不正な目的をもって利用し、又は当該商品等の利用等を通じて、社会的妥当性を欠く不当な要求をする行為
- (6) その他前各号に準ずる行為

3 相手方又は相手方の役員等又は再委託先等、又はその役員等が、第1項各号のいずれかに該当し、相手方が、自ら若しくは第三者を利用して、前項各号に該当する行為を行い、又は相手方が第1項の規定に基づく表明・確約に反して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、甲又は乙は何らの催告なしに直ちに本契約を解除できる。

なお、上記本契約の解除に関しては、第23条第3項及び4項並びに前条の規定を準用

するものとする。

4 甲又は乙が前項の規定により本契約を解除した場合、相手方に損害が生じても、甲又は乙は一切の賠償の義務及び責任を負わないものとする。

(マネー・ローンダリング等の防止)

第 26 条

乙は、本契約期間中、自己若しくは自己の役員等又は再委託先等が経済制裁対象者に該当しないことを確約する。

なお、本契約において、経済制裁対象者とは、外国為替及び外国貿易法に基づき資産凍結者リストとして財務省が公表する者をいう。

2 乙は、本契約の履行にあたって、マネー・ローンダリング、テロ資金供与及び拡散金融対策に関する法令その他影響を受けるすべての国や地域の法令や規則等（米国財務省外国資産管理室による規制等、域外適用される海外法令等を含む。）を遵守する。

3 乙は、本契約を履行するにあたり再委託を行う場合は、再委託先等に対し、前2項を遵守させる。

4 甲は、乙が第1項から第3項の規定のいずれかに反することが判明したときは、何らの催告をすることなく直ちにこの契約の全部又は一部を解除することができる。

5 甲は、前項の規定により契約を解除した場合、乙に対して自らに生じた損害の賠償を請求することができる。

(損害賠償)

第 27 条

本件業務の実施その他本契約に基づく義務の履行に関し、乙の責に帰すべき事由により甲、甲の顧客その他の者が損害を被った場合、乙は当該損害につき賠償するものとする。

2 第9条、第11条第4項・同第5項・次条第3項、第26条第5項及び第31条第7項に定める場合については、前項の規定にかかわらず、当該規定に従い処理するものとする。

(知的財産権の侵害発生時の対応等)

第 28 条

乙は、本件業務を実施するに際し、他の者の知的財産権を侵害してはならないものと

する。

- 2 乙は、本件業務の実施に際して、万一、他の者との間で知的財産権の侵害等の紛議又はそのおそれが生じたときは、直ちに甲に連絡するものとする。
- 3 乙は、前項の紛議又はそのおそれを自己の責任と費用負担において解決するものとし、万一、甲、甲の顧客その他の者がこれにより損害を被った場合には、乙はその全てを賠償する。

(知的財産権の帰属等)

第 29 条

甲が本件業務の実施により取得した成果物及び仕掛中の成果物等並びに本件業務の実施に関連して作成された第 18 条に定める業務報告書その他本件業務の成果（以下、総称して「本件業務の成果等」という。）に係る特許権、実用新案権、意匠権（特許を受ける権利その他これらを受ける権利を含む。）、著作権（著作権法第 27 条及び同第 28 条に定める権利を含む。）等の知的財産権は、甲に帰属し、又はその成立と同時に乙から甲に無償で譲渡されるものとする。ただし、本契約締結前から乙又は第三者が所有する知的財産権は、なお乙又は当該第三者に帰属するものとし、乙は、当該知的財産権を甲の業務に必要な範囲において、自由にかつ無償・無期限で甲に利用若しくは使用（当該知的財産権が著作権である場合は、当該著作権に係る著作物の複製・翻案・改変を含むが、これらに限られない。以下同じ。）させ、又は当該第三者をして甲に利用若しくは使用させるものとする。

- 2 乙は、本件業務の成果等に係る著作権及び本契約締結前から乙又は第三者が所有する著作権については、著作者人格権を行使せず、また当該第三者をしてこれを行使させないものとする。
- 3 乙は、本件業務の成果等に関し、特許権、実用新案権、意匠権を出願する場合、又は特許を受ける権利その他これらを受ける権利が発生したことを認識した場合には、直ちに、甲に対しその旨通知する。

(公益通報者保護に係る通報窓口等の周知)

第 30 条

乙は、本件業務の実施に従事する乙の従業員及び役員（なお、当該乙の従業員及び役員には、再委託先等の従業員及び役員は含まれない。）に対し、公益通報者保護法に係る通報窓口等に関する別紙 2 の周知文を交付した上で、当該周知文を用いて、その内容につき周知することに努めるものとする。

2 甲において前項に定める周知文を改訂又は新設したときは、甲は当該改訂後又は新設された周知文を速やかに乙に対して交付し、乙は当該周知文により前項に準じて、乙の従業員に対して再周知することに努めるものとする。

(サステナビリティの推進)

第31条

甲は、企業の社会的責任（CSR）及び政府の策定した「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」に基づき人権を尊重する責任を果たすために、日本郵政グループCSR調達ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）を策定した上でこれを遵守し、かつ日本郵政グループ人権方針を策定した上で人権デュー・ディリジェンスを実施しているところ、サプライチェーン全体におけるCSR・人権配慮が必要となっていることにかんがみ、甲及び乙は、そのための共同の取組を継続的に推進するために、本条各項に合意するものとする。

- 2 乙は、甲と共同して企業の社会的責任を果たすために、ガイドラインにおける「第二お取引先さまへのお願い」に記載の事項をいずれも遵守することを誓約する。また、乙は、乙の調達先（本契約の対象となる製品、資材又は役務に関連する調達先に限る。サプライチェーンが数次にわたるときは全ての調達先を含む。以下「関連調達先」という。）がガイドラインを遵守するように、関連調達先に対する影響力の程度に応じて適切な措置をとることを誓約する。ただし、乙の2次以下の関連調達先がガイドラインに違反した場合であっても乙に直ちに本項の誓約違反が認められることにはならず、乙がこの事実を知り又は知りうべきであったにもかかわらず適切な措置をとらなかつた場合にのみ本項の誓約違反となるものとする。
- 3 乙は、乙又は乙の関連調達先に強制的な労働、児童労働（これらの定義はガイドラインによる。）等の重大な人権侵害、その他ガイドラインに違反する事由（以下「違反事由」という。）の存在が疑われ、又は認められることが判明した場合、速やかに甲に対し、これを報告する義務を負う。
- 4 乙又は乙の関連調達先に違反事由の存在が疑われる場合、甲は、乙に対し、違反事由の有無についての調査及び報告を求めることができる。乙は、速やかにかかる調査を行った上で甲に報告するほか、甲が合理的に要求する情報を提供するものとする。
- 5 乙又は乙の関連調達先に違反事由が認められた場合、甲は、乙に対し、是正措置を求めることができる。乙は、甲からかかる是正措置の要求を受けた日から2週間以内に当該違反事由が発生した理由及びその是正のための計画を定めた報告書を甲に提出し、か

つ相当な期間内に当該違反事由を是正しなければならない。

6 前項の甲の乙に対する是正措置の要求にかかるわらず、乙が相当な期間内に違反事由を是正しない場合、甲は、本契約の全部若しくは一部を解除することができる。ただし、乙が当該違反事由を是正しなかつたことに関し正当な理由がある場合は、この限りではない。

7 甲が前項の規定により本契約の全部若しくは一部を解除した場合、甲は乙に対して自らに生じた損害の賠償を請求することができる。また、解除により乙に損害が生じたとしても、甲は何らこれを賠償ないし補償することを要しない。

(本契約の有効期間)

第32条

本契約の有効期間は、仕様書に定める履行期間と同一とする。ただし、仕様書に定める本件業務の終期までに乙が本件業務を完了できない場合には、本契約の有効期間は本件業務が完了するときまで延長される。

なお、この場合、乙は本件業務の履行遅滞の責任を免れるものではなく、甲は乙の履行遅滞を理由に本契約を解除することを妨げられるものではない。

(存続条項)

第33条

本契約の有効期間の満了又は本契約の解除若しくは解約により、本契約が終了した後といえども、第8条、第9条、第10条、第11条（ただし、第1項及び第2項を除く。）、第12条第1項後段、第3項、第4項及び第5項、第13条、第14条、第15条、第16条、第17条、第25条、第27条、第28条、第29条、第31条、本条、次条及び第35条はなお効力を有する。

(協議解決)

第34条

本契約に定めのない事項が生じた場合又は本契約の各条項の解釈に疑義が生じた場合、甲及び乙は、互いに信義誠実の原則に従い、協議し解決を図るものとする。

(準拠法及び合意管轄)

第35条

本契約は日本法に準拠し、これに従って解釈されるものとする。

2 本契約に関し訴訟（調停を含む。）の必要が生じたときは、東京地方裁判所をもって、

第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

以上、本契約締結の証として、本書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

2026年〇〇月〇〇日

甲 福岡県福岡市中央区大濠公園1-1
株式会社かんぽ生命保険
福岡事務サービスセンター長 今田 敦子

乙

別 紙 1

情報保護・管理要領

この要領は、委託者たる株式会社かんぽ生命保険（以下「かんぽ生命」という。）及び契約受託者（以下「受託者」という。）が締結した「業務委託契約書」（以下「基本契約」という。）第13条（秘密の保持）第1項、同第14条（法人関係情報の取扱い）、及び同第15条（個人情報の保護）第2項において、受託者による遵守が義務づけられている要領である。

この要領の用語等については、この要領中に別段の定めのない限り、基本契約の用語等を用いるものとする。

第1 目的

この要領は、本件業務の実施前、実施中、完了時（完了後）それぞれにおいて、秘密情報等（基本契約第12条第1項において定義）の管理・取扱いに関し受託者が遵守すべき事項を定めること、また秘密情報等の漏えい、滅失、き損、亡失（紛失）、改ざん、消去、削除、廃棄等事案（以下「漏えい等事案」という。）の発生時において、受託者が対応すべき事項・手順を明確にすること等をその目的とする。

第2 受託者が遵守すべき事項

受託者は、秘密情報等の管理・取扱いに関し、以下に掲げる事項を遵守しなければならない。

1 本件業務実施前における遵守事項

受託者は、本件業務を実施するまでに、次の(1)から(8)までの各号に定める事項を「情報管理計画書」として取りまとめ、かんぽ生命の担当部署（以下「主管担当」という。）に提出し、当該計画を実行しなければならない。

(1) 情報管理責任者及び情報管理者（次のア及びイに記載）の所属、役職、氏名等

ア 情報管理責任者

秘密情報等の安全管理を全社レベルで統括する総責任者（取締役、執行役等の役員クラスに限る。）

イ 情報管理者

本件業務の実施を担当する部署又はプロジェクトにおける秘密情報等の安全管理に係る責任者（原則として、部長クラス）

なお、上記の情報管理責任者又は情報管理者に変更が生じた場合はその変更内容を主管担当あて通知すること。

(2) 本件業務の情報管理責任者、情報管理者及び実施担当者等（本件業務の実施に関連して秘密情報等を取扱う者その他秘密情報等を知得し得る全ての者を指し、以下、総称して「取扱者等」という。）に対する教育・研修・周知に関する計画

なお、同計画には、秘密情報等の保護（セキュリティの確保）のための安全管理に関し、かんぽ生命が受託者に対し要求する事項（内容・レベル）を織り込むこと。

(3) 秘密情報等の取扱い（複製、保存、破棄、保管場所の変更等）に関するルール

(4) 作業場所等のセキュリティの確保に関する計画

なお、同計画には、かんぽ生命以外の作業場所において本件業務を実施する場合で、かつ秘密情報等を取り扱う場合に講じるべき、秘密情報等の保護（セキュリティの確保）のための、次のアイの措置を織り込むこと。

ア 作業場所のセキュリティの確保（作業場所自体が措置の対象）

例：データエントリールーム、データ保管室、電子計算機室等に対する施錠設備、ＩＤカードやパスワードを用いた入退室管理機能等

イ 情報機器等使用にあたってのセキュリティの確保（作業場所におけるシステムや機器等が措置の対象）

例：システムログインパスワード、秘密情報等にアクセスするための専用のＩＤ、アクセス権限の設定等

例：アクセスログの確認等

(5) 漏えい等事案発生時の対応手順等

なお、同対応手順等には、漏えい等事案が発生した場合を想定した、次のアからキまでに掲げる事項を織り込むこと。

ア 対応部署の緊急連絡体制・役割・責任

イ 漏えい等事案への対応者の限定に関する手続

ウ 漏えい等事案への対応に関する（対応手順書の）規定外作業に関する申請・承認手続

エ 漏えい等事案の影響・原因等に関する調査手続

オ 再発防止策・事後対策の検討・実施に関する手続

カ かんぽ生命及び主務官庁等への報告に関する手続

キ 漏えい等事案への対応状況の記録及び分析に関する手続

(6) 秘密情報等の安全管理措置対策

なお、同対策には、次のアからオまでに掲げる事項について、かんぽ生命が定める基準・対策（措置内容を含む。以下同じ）のレベル（内容）と同等レベルの基準・対策及びその実施体制を織り込むこと。かんぽ生命が定める基準・対策のレベル（内容）が変更となった場合は、当該変更後のレベル（内容）と同等レベルの基準・対策となるよう受託者に対し変更を求め、かんぽ生命は変更後の内容を

確認する。

- ア 秘密情報等の取扱基準
- イ 組織的安全管理措置
- ウ 人的安全管理措置
- エ 物理的安全管理措置
- オ 技術的安全管理措置

(7) プロジェクトの管理体制

プロジェクトの指揮命令系統を明確にした管理体制が分かる資料を提出すること。また、プロジェクトメンバー（プロジェクトに参画する取扱者等個々人（再委託先等が存する場合は、当該再委託先等における取扱者等に相当する者を含む。）について一覧表等により把握・管理し、主管担当が当該一覧表等の提出を求めた場合、提出できるようにすること。プロジェクトメンバーに変更が生じた場合、当該一覧表等を現行化し、作成・提出を行うこと。おって、主管担当へその変更内容を再通知すること。

(8) 業務フロー

委託内容の業務フローと共に秘密情報等の入手・生成、利用・加工、保管・保存及び消去・廃棄の流れを具体的に図示すること。

2 本件業務実施中における遵守事項

(1) 情報管理簿の作成

受託者は、秘密情報等の取扱方法等を明確にするため「情報管理簿」を作成し主管担当から提出を求められた場合、提出できるようにすること。

また、この「情報管理簿」の内容に変更が生じた場合「情報管理簿」を現行化し、主管担当から提出を求められた場合、提出できるようにすること。

なお、「情報管理簿」に記載する項目は次のとおりとする。

- ア 秘密情報等の名称
- イ 秘密情報等の授受方法
- ウ 秘密情報等の保管場所
- エ 秘密情報等の保管方法
- オ 秘密情報等の使用場所
- カ 秘密情報等の使用目的
- キ 秘密情報等の返却、消去又は廃棄等の処理方法（措置）
- ク 秘密情報等返却等の処理日時・場所・立会者・作業責任者
- ケ 秘密情報等の授受に使用した媒体・数量
- コ 秘密情報等に含まれるかんぽ生命の顧客情報の有無・件数

(2) 作業場所の監査受け入れ

受託者が、かんぽ生命以外の作業場所において本件業務を実施している場合、その作業場所（施設及び設備を含む。）において、かんぽ生命が、1(4)の「作業場所等のセキュリティの確保に関する計画」に従った措置が行われていることを確認するため監査を行う旨、申し出たときは、受託者は、定期・不定期にかかわらず、これを受け入れなければならない。

(3) 情報管理者の実施事項

受託者は、1(1)イの情報管理者に次に掲げる事項を行わせなければならない。

ア 取扱者等の指定及び変更等の管理

イ 秘密情報等を取扱者等が使用又は知得等するに当たっての承認及び記録等の管理

ウ 秘密情報等が記載又は記録されている保管媒体（紙、電子記録媒体等の形態を問わない。）の設置・保管場所の指定及び変更等の管理

エ 秘密情報等の管理区分及びアクセス等権限についての設定及び変更等の管理

オ 秘密情報等の取扱（使用・知得等）状況等の把握・管理（取扱者等により実施される本件業務への立会い、秘密情報等の持出しの防止策等必要な管理を含む。）

カ 本件業務を再委託等する場合における再委託先等における秘密情報等の取扱（使用・知得等）状況等の管理・監督

キ 取扱者等に対する、秘密情報等の保護（セキュリティの確保）のための安全管理に関する教育・研修・周知の実施

ク その他かんぽ生命からの指示に基づく、秘密情報等を取り扱う部署又はプロジェクトにおける安全管理に関する事項の実施

(4) プロジェクトメンバーのプロジェクト退出時における秘密情報等返却等の確認

プロジェクトメンバーがプロジェクトから退出する場合においては、当該プロジェクトメンバーに秘密情報等返却等を完了していることを確認するとともに、退出する当該プロジェクトメンバーが秘密情報等を保持していないことを確認し、
1. (7)におけるプロジェクトの管理体制の一覧表等に適宜、秘密情報等返却等完了確認欄を設け、その証跡を残すこと。

なお、再委託先が存する場合も同様とする。

3 本件業務完了時（完了後）における遵守事項

(1) 秘密情報等返却等の処理

受託者は、本件業務の完了時に2(1)で作成した「情報管理簿」に記載されているすべての秘密情報等について、主管担当の指示に従い、主管担当に対する返却、消去、廃棄等の措置を行い、その措置の履歴を残さなければならない。

また、主管担当がその措置状況の閲覧を求めた場合、提示できるようにすること。

(2) 措置後の報告

受託者は、(1)に基づき返却、消去、廃棄等の措置を終了した後、その結果を記載した「情報管理簿」を主管担当あて提出し、その承認を得なければならない。

また、受託者は、秘密情報等を記録した媒体を返却する場合は当該秘密情報等を複製していない旨の証明書（様式適宜）を、受託者のパソコン等に記録した秘密情報等を消去した場合はデータの消去に関する報告書（様式適宜）を作成し、主管担当あて提出しなければならない。

なお、受託者が再委託先等に対して秘密情報等を記録した媒体を提供した場合においては、再委託先等から上記の証明書及び報告書を提出させ、受託者から主管担当に提出すること。

(3) 本件業務完了後における秘密保持義務遵守の徹底

受託者は、本件業務完了後といえども、取扱者等であった者に対し、本件業務実施中と同内容の秘密保持義務（目的外利用の禁止を含む。以下同じ）を遵守させなければならない。

特に、受託者は、取扱者等であった者が退任又は退職する場合には、当該者に対し退任又は退職後における秘密保持義務を負わせた上で、その遵守を徹底する。

4 漏えい等事案発生時における遵守事項

受託者は、漏えい等事案が発生した場合は、直ちに次の対応を行わなければならない。

(1) 発生の事実及び発生状況等の主管担当に対する報告

受託者は、漏えい等事案発生の事実を把握し、又はその疑いを持った場合、直ちに、その旨、及び当該事案の内容並びに状況（発生日時、場所、態様、把握の端緒、取扱者等の氏名等）、又は疑いの内容、疑いを持った理由等を明らかにして主管担当に口頭により報告（第一報）した後、速やかに当該報告事項を書面に記載し、主管担当あてに報告（速報）しなければならない。

(2) 対応措置

受託者は、上記(1)に基づく主管担当に対する報告に先立ち、又はこれと並行して、1(5)により策定した「漏えい等事案発生時の対応手順等」に従い、かつ主管担当の指示に基づき又はその承認を得て、漏えい等の対象となった情報の保有者たる本人への通知・謝罪、漏えい等事案等の事実関係及び再発防止策等、必要な対応措置を適宜のタイミングで実施しなければならない。

(3) 報告書の提出

受託者は、主管担当が指定する期日までに、主管担当の指示に従い、発生した

漏えい等事案の具体的な内容、原因、実施した対応措置等を内容とする報告書を作成し、主管担当に提出の上、その承認を得なければならない。

第3 主管担当の承認を要する事項の変更時の取扱い

この要領に基づき、受託者が主管担当の承認を得ることが義務づけられている以下の事項に変更が生じる場合、受託者は、あらかじめ主管担当に当該変更内容を通知した上、その承認を得なければならない。

- (1) 「第2 受託者が遵守すべき事項」1 (1) ~ (6)
- (2) 同 2 (1)
- (3) 同 3 (1)
- (4) 同 4 (3)

以上

【参考】

[受託者から提出を求める計画書等一覧]

1 情報管理計画書

- (1) 情報管理責任者及び情報管理者の所属・役職・氏名等
- (2) 教育・研修・周知に関する計画
- (3) 秘密情報の取扱い（複製、保存、破棄、保管場所の変更等）に関するルール
- (4) 作業場所等のセキュリティの確保に関する計画
- (5) 漏えい等事案発生時の対応手順等
- (6) 秘密情報の安全管理措置対策
- (7) プロジェクト管理体制
- (8) 業務フロー

2 情報管理簿

3 情報漏えい等発生時関係

- (1) 漏えい等発生状況報告書（速報）
- (2) 漏えい等原因・対応措置等報告書

以上

株式会社かんぽ生命保険における内部通報窓口について

契約先の役員および社員（派遣労働者を含む）の皆さまへ

「内部通報窓口利用の手引き」

株式会社かんぽ生命保険（以下「かんぽ生命」という）では、コンプライアンス違反又はそのおそれがある行為の発生及び拡大を未然に防止すること並びに早期に解決することを目的として、社内及び社外（法律事務所の弁護士とその業務を補助する者から構成されるチーム（以下「外部専門チーム」という）が対応）に「内部通報窓口」を設置しています。

契約先の皆さまにおかれましても、かんぽ生命又はかんぽ生命の役員及び社員（派遣労働者を含む）に関するコンプライアンス違反の発生又はそのおそれのある行為を発見した際に、内部通報窓口に通報することができます。

1. 通報できる者

かんぽ生命との契約に基づいて行われる業務に従事する役員及び社員（派遣労働者を含みます。）

※ 通報日前 1 年以内に上記の役員及び社員であった者を含みます。

2. 通報できる事項

かんぽ生命又はかんぽ生命の役員及び社員（派遣労働者を含む）に関するコンプライアンス（法令、諸規則、社内諸規程、社会規範、企業倫理を遵守すること）違反又はそのおそれのある行為です。

※ ただし、事実に反していることを知りながら行う通報や不正な目的による通報を行ってはいけません。

3. 通報の方法

(1) 通報は電子メール、郵便又は電話で行ってください。

(2) 通報の様式は自由ですが、通報する内容の他に、次の必要事項を明示してください。

＜必要事項＞

① 所 属

② 氏 名

③ 連絡先（電子メールアドレス又は自宅住所）

④ かんぽ生命コーディネーター又は外部専門チームからの調査結果通知の要否並びにその方法（電子メール又は郵便）

また、かんぽ生命コーディネーター及び外部専門チームが、調査を迅速、公正かつ公平に行うため、できる限り内容を具体的に（いつ、どこで、だれが、どのようなコンプライアンス違反を行ったのか 等）表現するようにしてください。

(3) 所属、氏名、連絡先を示すことなく通報することもできます。この場合も、(2)のとおり、通報内容を具体的に表現してください。

4. 通報のあて先

①社内「通報窓口」	
通報できる内容	かんぽ生命またはかんぽ生命の役員及び社員（派遣労働者を含む）に関するコンプライアンス違反またはそのおそれがあるもの
1 電子メール	kanpocoordinator.ii@jp-life.jp
2 電話	0120-148-483 受付時間：平日 9:30～19:30 (12/29～1/3 及び土日祝日除く)
3 郵便	〒100-8794 千代田区大手町2-3-1 大手町プレイス ウエストタワー 株式会社かんぽ生命保険コンプライアンス統括部「内部通報窓口コーディネーター」あて
②社外「通報窓口」	
通報できる内容	かんぽ生命を含め日本郵政グループ各社に関するコンプライアンス違反またはそのおそれがあるもの
1 電子メール	yuusei-naibutsuhou@gai busenmon.jp
2 電話	0120-471-772 受付時間：平日 9:30～19:30 (12/29～1/3 及び土日祝日除く)
3 郵便	(ハラスマント) 〒100-0005 東京都千代田区丸の内3-3-1 新東京ビル D T弁護士法人「外部専門チーム」あて (コンプライアンス違反) 〒107-0052 東京都港区赤坂4-7-15 陽栄光和ビル5階 光和総合法律事務所「外部専門チーム」あて

<通報者の保護について>

- 内部通報窓口は、次のように通報者を保護していますので、安心して利用してください。
- ① かんぽ生命コーディネーター及び外部専門チームは、通報者が特定されないよう必要な措置をして調査にあたります。なお、調査によって通報者が特定されるおそれがあると判断した場合は、通報者に対し調査の意思確認を行います。
 - ② 通報者の同意がない限り、通報者の所属、氏名を明らかにすることはできません。
 - ③ 通報者を特定する行為や不利益行為は禁止されています。これらに違反した者には厳正に対処するほか、通報者への救済・回復措置を講じます。

変更覚書

株式会社かんぽ生命保険福岡事務サービスセンター（以下「甲」という。）と〇〇（以下「乙」という。）とは、甲及び乙が締結した、福岡サービスセンター空調設備運行管理その他委託に関する業務にかかる2026年※月※日付「業務委託契約書（契約番号 ※※）につき、別表「新旧対照表」のとおり、変更することに合意する。

以上、本件合意の証として、本書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

2026年※月※日

甲 福岡県福岡市中央区大濠公園 1-1
株式会社かんぽ生命保険
福岡事務サービスセンター長
今田 敦子 ㊞

乙

新旧対照表

変更前	変更後
<p>(資料・情報の取り扱い)</p> <p>第12条</p> <p>甲は、甲が本件業務の実施に必要と判断する資料・情報等を乙に対し開示・提供する。</p> <p>甲から開示・提供を受けた資料・情報等に、次条第1項に定める秘密情報、第14条第1項に定める法人関係情報及び第15条第1項に定める個人情報（以下、併せて「甲の秘密情報等」という。）が含まれる場合、乙はそれぞれ次条、第14条第1項及び第15条第1～2項に定めるところに従い適切に取り扱う（本件業務を担当する乙の従業員が乙に対し、次条、第14条第1項及び第15条第1～2項に定める義務と同様の義務を負担する旨を定める機密保持等に関する誓約書を、乙が当該従業員より取得することを含む。）ものとする。</p> <p>また、乙が甲に対し開示・提供する資料・情報等に、次条第4項に定める乙の秘密情報、第14条第2項に定める法人関係情報及び第15条第4項に定める乙の個人情報が含まれる場合、甲はそれぞれ次条第4項、第14条第2項及び第15条第4項に定めるところに従い適切に取り扱うものとする。</p> <p>乙は本件業務にかかる情報について、インターネット無料メールサービスやソーシャル・ネットワーキングサービス等のうち、情報セキュリティを確保していない公衆サービスで取り扱うことは禁止することとする。</p> <p>なお、契約締結後、法令の制定・改廃その他社会情勢の動向等により新たに公衆サービスと認められるものも当然含めるものとする。</p>	<p>(資料・情報の取り扱い)</p> <p>第12条</p> <p>甲は、甲が本件業務の実施に必要と判断する資料・情報等を乙に対し開示・提供する。</p> <p>甲から開示・提供を受けた資料・情報等に、次条第1項に定める秘密情報、第14条第1項に定める法人関係情報及び第15条第1項に定める個人情報（以下、併せて「甲の秘密情報等」という。）が含まれる場合、乙はそれぞれ次条、第14条第1項及び第15条第1～2項に定めるところに従い適切に取り扱う（本件業務を担当する乙の従業員が乙に対し、次条、第14条第1項及び第15条第1～2項に定める義務と同様の義務を負担する旨を定める機密保持等に関する誓約書を、乙が当該従業員より取得することを含む。）ものとする。</p> <p>また、乙が甲に対し開示・提供する資料・情報等に、次条第4項に定める乙の秘密情報、第14条第2項に定める法人関係情報及び第15条第4項に定める乙の個人情報が含まれる場合、甲はそれぞれ次条第4項、第14条第2項及び第15条第4項に定めるところに従い適切に取り扱うものとする。</p> <p>乙は本件業務にかかる情報について、インターネット無料メールサービスやソーシャル・ネットワーキングサービス等のうち、情報セキュリティを確保していない公衆サービスで取り扱うことは禁止することとする。</p> <p>なお、契約締結後、法令の制定・改廃その他社会情勢の動向等により新たに公衆サービスと認められるものも当然含めるものとする。</p>

変更前	変更後
2 前項に定めるもののほかに、乙が本件業務の実施に必要と判断する資料・情報等がある場合、乙は甲に対しその旨を書面により通知し、甲乙協議の上、当該資料・情報等の開示・提供の要否を決定する。	2 前項に定めるもののほかに、乙が本件業務の実施に必要と判断する資料・情報等がある場合、乙は甲に対しその旨を書面により通知し、甲乙協議の上、当該資料・情報等の開示・提供の要否を決定する。
3 甲及び乙は、前2項に基づき、相手方から開示・提供を受けた資料・情報等を善良な管理者の注意をもって管理する。	3 甲及び乙は、前2項に基づき、相手方から開示・提供を受けた資料・情報等を善良な管理者の注意をもって管理する。
4 甲及び乙は、相手方から開示・提供を受けた資料・情報等が本件業務の実施のために不要となった場合、相手方の要請がある場合、及び本契約の有効期間の満了又は本契約の解除若しくは解約により本契約が終了した場合、相手方の選択に従い、直ちにこれらの資料・情報等を相手方に返還し、又は廃棄の上、その廃棄証明書を相手方に交付するものとする。	4 甲及び乙は、相手方から開示・提供を受けた資料・情報等が本件業務の実施のために不要となった場合、相手方の要請がある場合、及び本契約の有効期間の満了又は本契約の解除若しくは解約により本契約が終了した場合、相手方の選択に従い、直ちにこれらの資料・情報等を相手方に返還し、又は廃棄の上、その廃棄証明書を相手方に交付するものとする。
<p><u>5 乙は、本契約又は本件業務の実施に関し、別紙1「情報保護・管理要領」に基づき、甲の秘密情報等の保護のための社内体制を確立するとともに、当該社内体制の下で甲の秘密情報等を保護するものとし、併せて、甲の秘密情報等が外部に漏えい、滅失又は毀損しないよう組織的・人的・物理的・技術的安全管理措置をとり、内部における管理・責任体制(インサイダー取引等の不公正な取引の防止に係るものを含む。)を確保・維持するものとする。</u></p> <p><u>なお、上記の別紙1「情報保護・管理要領」が甲において改定され、又は新設された場合、当該改定後又は新設された、別紙1「情報保護・管理要領」に読み</u></p>	

変更前	変更後
<p><u>替えて本条を適用するものとする。</u></p> <p>(秘密の保持)</p>	
<p>第13条</p> <p>乙は、<u>別紙1「情報保護・管理要領」を遵守する他</u>、成果物、その他本契約又は本件業務の実施に関して知り得た甲の業務上、営業上、経営上、技術上の情報その他一切の情報（以下「甲の秘密情報」という。）に関し、甲の事前の書面による承諾を得ることなく、次の各号に掲げる行為又はこれらに類する行為を行ってはならない。</p>	<p>(秘密の保持)</p> <p>第13条</p> <p>乙は、成果物、その他本契約又は本件業務の実施に関して知り得た甲の業務上、営業上、経営上、技術上の情報その他一切の情報（以下「甲の秘密情報」という。）に関し、甲の事前の書面による承諾を得ることなく、次の各号に掲げる行為又はこれらに類する行為を行ってはならない。</p>
<p>(1) 他の者に対する開示、漏えい、公表</p> <p>(2) 本契約の履行以外の目的での利用</p> <p>(3) 本契約の履行以外の目的での変更・加工・改変、複写・複製</p> <p>(4) アクセス権限のない者又は不正な方法によるアクセス、盗用</p> <p>(5) 本契約の履行以外の目的での社外持出し</p>	<p>(1) 他の者に対する開示、漏えい、公表</p> <p>(2) 本契約の履行以外の目的での利用</p> <p>(3) 本契約の履行以外の目的での変更・加工・改変、複写・複製</p> <p>(4) アクセス権限のない者又は不正な方法によるアクセス、盗用</p> <p>(5) 本契約の履行以外の目的での社外持出し</p>
<p>なお、次条第1項に定める法人関係情報及び第15条第1項に定める個人情報は、甲の秘密情報から除かれるものとする。</p>	<p>なお、次条第1項に定める法人関係情報及び第15条第1項に定める個人情報は、甲の秘密情報から除かれるものとする。</p>
<p>2 前項の義務は、次の各号の一に該当する情報については適用されない。</p>	<p>2 前項の義務は、次の各号の一に該当する情報については適用されない。</p>
<p>(1) 乙が知得した際、いずれの者に対しても秘密保持義務を負うことなく、乙が保有していた情報</p>	<p>(1) 乙が知得した際、いずれの者に対しても秘密保持義務を負うことなく、乙が保有していた情報</p>
<p>(2) 乙が知得した際、既に公知であった情報</p>	<p>(2) 乙が知得した際、既に公知であった情報</p>

変更前	変更後
(3) 乙が知得した後、自己の責に帰せざる事由により公知となった情報 (4) 乙が知得した後、正当な権限を有する他の者から秘密保持義務を負うことなく適法に入手した情報 (5) 乙が甲の秘密情報に接することなく独自に開発、創作した情報	(3) 乙が知得した後、自己の責に帰せざる事由により公知となった情報 (4) 乙が知得した後、正当な権限を有する他の者から秘密保持義務を負うことなく適法に入手した情報 (5) 乙が甲の秘密情報に接することなく独自に開発、創作した情報
<p>3 第1項の規定にかかわらず、法令に基づく公権力の発動によって甲の秘密情報の開示を強制される場合、乙は、当該法令に要求される範囲で甲の秘密情報を開示することができるものとする。</p> <p>この場合、乙は、甲に対し、開示前に遅滞なく、その旨及び開示の対象となる秘密情報を書面で通知するものとする。</p>	<p>3 第1項の規定にかかわらず、法令に基づく公権力の発動によって甲の秘密情報の開示を強制される場合、乙は、当該法令に要求される範囲で甲の秘密情報を開示することができるものとする。</p> <p>この場合、乙は、甲に対し、開示前に遅滞なく、その旨及び開示の対象となる秘密情報を書面で通知するものとする。</p>
<p>4 甲は、本契約又は本件業務の実施に関して知り得た乙の業務上、営業上、経営上、技術上の情報のうち、以下に掲げる情報（以下「乙の秘密情報」という。なお、次条第2項に定める法人関係情報及び第15条第4項に定める乙の個人情報は、乙の秘密情報から除かれるものとする。）に関し、乙の事前の書面による承諾を得ることなく、次の各号に掲げる行為又はこれらに類する行為を行ってはならない。</p> <p>（対象情報） (1) 書面による情報。ただし、秘密である旨の明示のあるものに限る。 (2) 口頭による情報。ただし、甲の知得後、乙により10日以内に書面化されたもので、かつ秘密である旨の明示のあるものに限る。</p>	<p>4 甲は、本契約又は本件業務の実施に関して知り得た乙の業務上、営業上、経営上、技術上の情報のうち、以下に掲げる情報（以下「乙の秘密情報」という。なお、次条第2項に定める法人関係情報及び第15条第4項に定める乙の個人情報は、乙の秘密情報から除かれるものとする。）に関し、乙の事前の書面による承諾を得ることなく、次の各号に掲げる行為又はこれらに類する行為を行ってはならない。</p> <p>（対象情報） (1) 書面による情報。ただし、秘密である旨の明示のあるものに限る。 (2) 口頭による情報。ただし、甲の知得後、乙により10日以内に書面化されたもので、かつ秘密である旨の明示のあるものに限る。</p>

変更前	変更後
(禁止行為等)	(禁止行為等)
(1) 他の者に対する開示、漏えい、公表 (2) 甲の業務以外の目的での利用 (3) 甲の業務以外の目的での変更・加工・改変、複写・複製 (4) アクセス権限のない者又は不正な方法によるアクセス、盗用 (5) 甲の業務以外の目的での社外持出し	(1) 他の者に対する開示、漏えい、公表 (2) 甲の業務以外の目的での利用 (3) 甲の業務以外の目的での変更・加工・改変、複写・複製 (4) アクセス権限のない者又は不正な方法によるアクセス、盗用 (5) 甲の業務以外の目的での社外持出し
5 前項の義務は、次の各号の一に該当する情報については適用されない。	5 前項の義務は、次の各号の一に該当する情報については適用されない。
(1) 甲が知得した際、いずれの者に対しても秘密保持義務を負うことなく、甲が保有していた情報 (2) 甲が知得した際、既に公知であった情報 (3) 甲が知得した後、自己の責に帰せざる事由により公知となった情報 (4) 甲が知得した後、正当な権限を有する他の者から秘密保持義務を負うことなく適法に入手した情報 (5) 甲が乙の秘密情報に接することなく独自に開発、創作した情報	(1) 甲が知得した際、いずれの者に対しても秘密保持義務を負うことなく、甲が保有していた情報 (2) 甲が知得した際、既に公知であった情報 (3) 甲が知得した後、自己の責に帰せざる事由により公知となった情報 (4) 甲が知得した後、正当な権限を有する他の者から秘密保持義務を負うことなく適法に入手した情報 (5) 甲が乙の秘密情報に接することなく独自に開発、創作した情報
6 第4項の規定にかかわらず、法令に基づく公権力の発動等によって乙の秘密情報の開示を強制される場合、甲は、当該法令に要求される範囲で乙の秘密情報を開示することができるものとする。 この場合、甲は、乙に対し、開示前に遅滞なく、その旨及び開示の対象となる乙の秘密情報を書面で通知するものとする。ただし、当該通知を行うことが法令	6 第4項の規定にかかわらず、法令に基づく公権力の発動等によって乙の秘密情報の開示を強制される場合、甲は、当該法令に要求される範囲で乙の秘密情報を開示することができるものとする。 この場合、甲は、乙に対し、開示前に遅滞なく、その旨及び開示の対象となる乙の秘密情報を書面で通知するものとする。ただし、当該通知を行うことが

変更前	変更後
又は契約等に違反する場合はこの限りではない。 (公益通報者保護に係る通報窓口等の周知) 第28条 乙は、本件業務の実施に従事する乙の従業員（なお、当該乙の従業員には、再委託先等の従業員は含まれない。）に対し、公益通報者保護法に係る通報窓口等に関する <u>別紙2</u> の周知文を交付した上で、当該周知文を用いて、その内容につき周知することに努めるものとする。	法令又は契約等に違反する場合はこの限りではない。 (公益通報者保護に係る通報窓口等の周知) 第28条 乙は、本件業務の実施に従事する乙の従業員（なお、当該乙の従業員には、再委託先等の従業員は含まれない。）に対し、公益通報者保護法に係る通報窓口等に関する <u>別紙</u> の周知文を交付した上で、当該周知文を用いて、その内容につき周知することに努めるものとする。